

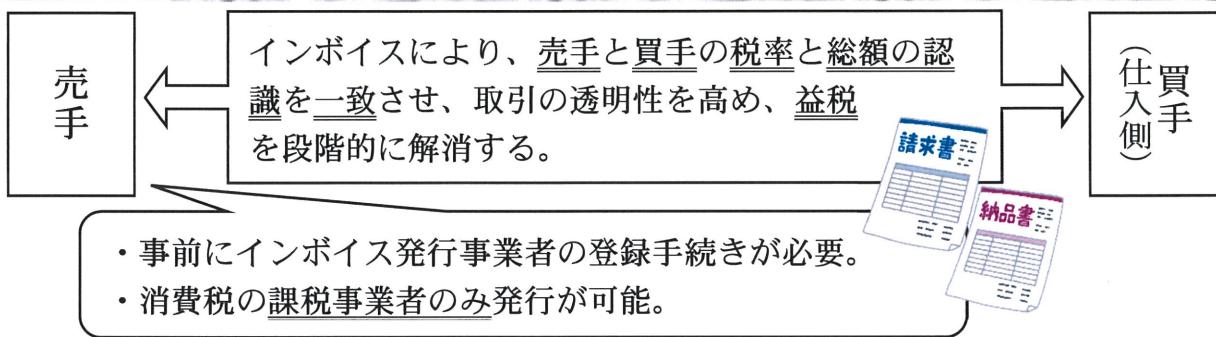
手続きが必要か否か  
個別にご確認ください。

# インボイス制度とは？



## 制度概要

制度は、2023年(令和5年)10月1日から施行されます。  
インボイス制度「適格請求書」を発行・保存することで、買い手(仕入側)が仕入税額控除を受けることができる制度です。



令和5年9月30日延長

登録申請期間：令和3年10月1日から~~令和5年3月31日~~

※ いつまでに申請しなければならないのか？

最終申請期限

登録申請書の標準処理期間 e-Tax 提出 約3週間  
書面 提出 約1か月半

令和5年9月4日頃  
令和5年8月7日頃



※ 組合員の事業の内容などに応じて、登録の要否など、インボイス制度にどのように対応するのか、まだ登録申請期限までに、お時間がありますので、じっくりご検討ください。インボイス制度について正しく理解をしていただくため、詳しくは所轄の税務署や顧問税理士などにお問い合わせください。

登録方法：所轄の税務署に「適格請求書発行事業者の登録申請書」提出。

【お問い合わせ先】消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター  
電話番号 0120-205-553(無料)  
受付時間 9:00~17:00(土日祝及び年末年始を除く。)

(ご参考) 下記のホームページをご参照ください。

国税庁「インボイス制度特設サイト」  
説明会の開催案内や制度概要に関する資料を掲載されています。

国税庁  
ホームページへ



<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

公正取引委員会「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」

公正取引委員会  
ホームページへ



<https://www.jftc.go.jp/invoice/index.html>